

住みよい良好な住環境を守るため

馬見北5丁目地区計画の



すみやかな町条例化を求めます！



馬見北5丁目地区計画は、町長告示により成立・発効しており、今後の建築物に対し一定の規制効果を持ちますが、建築基準法による法的強制力を持たせるためには町条例として制定する必要があります（ほぼ同じ内容の馬見南2丁目、3丁目、4丁目地区計画はすべて町条例として制定されています）。

4月3日投票の町議選で新たに選出される新町議会でも、今度こそ「馬見北5丁目地区計画」をすみやかに町条例として制定させましょう。日本共産党議員団はその実現のため住民のみならずと力を合わせ引き続きがんばります。

「地区計画」の町条例制定を実現しましょう！

馬見北5丁目

今度こそ新町議会で

地区計画とは

地区計画とは、限定された範囲の地区レベル（例えば馬見北5丁目など）において、住民の参画により、地区の特性に応じてきめ細かな一定のルールを定め計画的なまちづくりを行うために、都市計画法、建築基準法に基づいて創設された制度です。

2007年12月4日、乱開発を防止し、住みよい良好な住環境を守りたいという住民の願いに基づいて、「馬見北5丁目地区計画」の制定を申請して以来、自治会を中心に7年にわたる住民のみなさんのねばり強い取り組みにより成立にこぎつけたものです。日本共産党議員団は、当初

から一貫してこの地区計画を支持し、成立のため力を尽くしてきました。しかし、2015年3月定例町議会でも、この地区計画に反対するごく少数の非居住者地権者の立場を代弁し、長年の住民の願いに背を向けた議員が、条例化の町長提案（町条例改正案）の採決に反対し成立させませんでした。

一部議員が町条例化を妨害

2015年1月23付町長告示により成立し発効していますが、

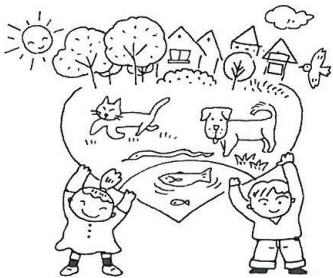
「馬見北5丁目地区計画」は

〈条例改正案の採決に反対した議員〉

谷禎一議員、坂口友良議員、吉田信弘議員、山村美咲子議員、吉村眞弓美議員、八代基次議員

〈これまでの主な経過〉

- ・2007年12月4日 馬見北5丁目地区計画の制定を町へ申請
- ・2012年10月9日 町都市計画審議会で地区計画原案を承認
- ・2012年10月22日～11月5日 地権者に対する地区計画原案の公告・縦覧
- ・2013年8月9日～23日 全町民に対する一般広告・縦覧
- ・2014年12月3日 町都市計画審議会承認
- ・2015年1月16日 県知事同意
- ・2015年1月23日 地区計画決定・町長告示（成立・発効）
- ・2015年3月定例議会 町長の町条例化提案を採決せず廃案に



広陵民報

2016（平成28）年3月号外
（日本共産党は政策を発表しました）

発行 : 日本共産党広陵支部
町会議員 八尾 春雄 Tel.0745-60-0972

ご要望、ご相談がありましたら日本共産党やつお春雄事務所までご連絡ください。